⑵　審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額
⑶　審査基準日における業種区分ごとの有資格者の数
⑷　審査基準日までの営業年数
7　資格審査結果の通知
「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」により通知する。
8　資格の有効期間
資格認定の日から平成29年３月31日までとする。
9　その他
⑴　特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体、地域維持型建設共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事、地域維持型建設共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。
⑵　復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、別に公示する。
⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、地方整備局等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、競争参加資格が確認されない場合がある。
⑷　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、地方整備局等の長が定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
⑸　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、持参又は郵送(定期の一般競争(指名競争）参加資格の審査にあっては、郵送）に限るものとする。
①　申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき申請をする場合において、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けてない場合。
②　申請者が１⑴⑬に掲げる維持修繕工事につき申請をする場合において、経営事項審査に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請をする場合。
③　申請者が経常建設共同企業体である場合。
④　申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき。
⑤　申請者が協業組合・企業組合である場合において４⑵の(建設工事に係る添付書類)の⑤及び⑥に掲げる書類を提出するとき。
⑥　申請者が⑷に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く。)。
⑦　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑶に掲げる再度の認定を受けていないとき。
⑧　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合。
⑹　次に掲げる場合の測量・建設コンサルタント等業務の申請については、持参又は郵送に限るものとする。
申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、競争参加資格の再度の認定を受けていないとき。
別記１　本店所在地及び提出場所
［掲載順序　本店所在地　提出場所］
⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９―15（電話022―225―2171））
⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県　関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎二号館（電話048―601―3151））
⑶　新潟県、富山県、石川県及び長野県（長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市及び安曇野市並びに上高井郡、上水内郡、北安曇郡、北佐久郡、下高井郡、下水内郡、小県郡、埴科郡、東筑摩郡及び南佐久郡の町村に限る。)北陸地方整備局総務部契約課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―370―6647））
⑷　岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び長野県（岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市及び茅野市並びに上伊那郡、木曽郡、下伊那郡及び諏訪郡の町村に限る。)中部地方整備局総務部契約課（〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１名古屋合同庁舎第二号館（電話052―953―8138））
⑸　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　近畿地方整備局総務部契約課（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第一号館（電話06―6942―1141））
⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県　中国地方整備局総務部契約課（〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６―30広島合同庁舎第二号館（電話082―221―9231））
⑺　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33高松サンポート合同庁舎（電話087―851―8061））
⑻　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　九州地方整備局総務部契約課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７福岡第二合同庁舎（電話092―471―6331））
別記２　提出場所
⑴　国土交通省国土技術政策総合研究所会計課（〒305―0804 茨城県つくば市旭１番旭庁舎（電話029―864―2211））
⑵　国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課（〒100―8918 東京都千代田区霞が関２―１－２（電話03―5253―8111））
別記３　送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２－９―13東福第一ビル２階　九州地方整備局一元受付ヘルプデスクあて　電話092―409―4370
別記４　送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク　ファクシミリ番号052―725―7672